

日盲連発第32号
平成30年5月18日

金融庁
監督局長 遠藤 俊英 様

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹



要 望 書

日頃より、視覚障害者が社会生活並びに経済活動に参加するため、並々ならぬご配慮をいただいていることに敬意を表します。

貴庁で示されました「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」により、金融機関において、視覚障害者が金融機関を利用しやすい環境が整備されてきました。

一方で、預金取引等において行員による代読・代筆に依拠していただけない金融機関があること。さらにインターネットによる取引等は、視覚障害者が利用できないこともあります。

金融機関における視覚障害者の円滑な手続きが行えるよう、以下に要望いたします。ご理解いただき実現に向けてお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 行員による代読・代筆の徹底

視覚障害者等の自筆が困難な者の口頭による申込みに対し、行員による代読・代筆が可能とする旨の社内規則を整備していただきたい。また、社内規則がすでに整備されていても、行員に周知されておらず、対応に時間がかかることがあるため、行員に周知し、代読・代筆に対応していただきたい。なお、代筆においては、複数の行員が立ち会い確認をする等の安全対策を講じていただきたい。

2. 金融機関が取り扱っている金融サービスにおける申込みの代筆

金融機関等において、各種ローンの申込、投資信託、金融債券の購入等の契約に係る書類等の作成に際し、行員による代筆が難しい場合には、弁護士や司法書士等の資格をもつ者が代筆することを認めていただきたい。

3. インターネットバンキング等における視覚障害者への配慮

インターネットバンキング、債券、金融商品等のインターネット取引において、画像認証やトークンなど、個人認証やセキュリティー対策が視覚障害者にも利用できるような環境の整備をしていただきたい。

以上